

# 令和3年度(2021年度)福祉のまちづくりセミナー事業実施要綱

## 1 事業の目的

高齢者、障がい者の外出時における移動や施設の利用等に関する心のバリアフリー（※）を幅広く道民に理解してもらうため、道内各地で高齢者、障がい者の疑似体験を通じた学習会のほか、普及啓発活動を実施するとともに、こうした取組を市町村に波及させるため、開催結果をもとに市町村向けの開催手引書を作成する。

※ 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと（高齢者に席を譲る。障がい者等用駐車スペースの適正利用など）。

## 2 実施主体

北海道

## 3 事業の委託

道が適当と認めた事業者に委託して実施する。

## 4 委託期間

契約締結日から令和4年（2022年）3月31日まで

## 5 業務内容

### (1)心のバリアフリーセミナーの開催

#### ア 開催場所

- ・道内4箇所（札幌市、旭川市、函館市、釧路市）
- ・道民が多く集まる大型商業施設等で開催すること。

#### イ 参加規模

各開催場所ごとに約30人

#### ウ 開催回数

各開催場所につき1回以上

#### エ 内容

（ア）大型商業施設等の来客者等を参集し、セミナーを開催すること。

（イ）高齢者、障がい者の疑似体験を通じて、こうした方々に対する外出時における移動や施設の利用等の心のバリアフリーの考え方や実践を学習するセミナーとすること。

（ウ）高齢者、障がい者（車いす使用者、視覚障がい、聴覚障がい）の4つの種別で実施すること。

（エ）3回の障がい者疑似体験のうち、1回、障がい者スポーツ体験とすること。この場合、上記（ウ）に基づくと、例えば、車いす使用者及び視覚障がいの疑似体験を行った場合、聴覚障がいに係る障がい者スポーツ体験をすることとなるが、障がい者スポーツ体験は、車いす使用者、視覚障がい、あるいはそれ以外の障がい種別で実施しても構わないこと。

また、障がい者スポーツ体験は、東京パラリンピックのPRに資する内容とする（8/24～9/5のパラリンピック開催前、開催中に障がい者スポーツ体験を開催すること）。

体験後には、日常生活における外出時の移動や施設の利用等における心のバリアフリーを理解を深める内容とすること。

（オ）4回のセミナーのうち、1回、子ども、または親子で参加できるセミナーとすること。

（カ）受講料は無料とすること。

（キ）セミナーの開催後に参加者にアンケート調査を実施し、結果を分析すること。

#### 【セミナーの開催例】

- ・1回に複数人を集めて、障がい者又は高齢者の疑似体験後に心のバリアフリーの講義を実施。1日に複数回実施。
- ・来客者が立ち寄ることができるブースを設置して、体験型学習を実施

オ その他

(ア) 多くの道民の参加や理解が得られることを優先事項とし、周知方法、開催方法等を工夫すること。

(イ) 企画運営等の詳細については、道と協議の上、進めること。

## (2)心のバリアフリー普及啓発

ア 心のバリアフリーセミナーの開催場所に隣接してPRブースを設置し、障がい者等用駐車スペース適正利用(※)の啓発を実施すること。

イ 道が供給する次の資材を活用すること。

・パネル(2枚程度)を掲示

・啓発物(ポケットティッシュ)を来客者に配布

ウ 多くの道民の理解が進むことを優先事項とし、周知方法、開催方法等を工夫すること。

エ 企画運営等の詳細については、道と協議の上、進めること。

※ 車いす使用者などが利用する幅の広い駐車スペースに必要ない方が駐車している事例があることから、適正な利用を道民に周知

## (3)新型コロナウイルス感染症対策

ア できる限り広いスペースのある体験会場を確保し、ソーシャルディスタンスを徹底すること。

イ 複数人が参加するセミナーを開催する場合は、1回当たり参加者を少数とし、1日当たりの回数を増やすなど、分散開催に努めること。

ウ マスクの着用、消毒の実施、体温の測定、ソーシャルディスタンスの確保などを徹底すること。

エ 体調の悪い方の参加は遠慮していただくこと。

オ セミナーで使用する資材は消毒を徹底すること。

カ 障がい者スポーツ体験は、非接触型競技、あるいは、その他競技であっても接触を避けて実施するよう配慮すること。

キ 道と協議の上、対策を進めること。

## (4)市町村向け開催手引書の作成

ア (1)、(2)、(3)による開催結果を踏まえ、市町村が主催者となって開催する方法を示した手引書を作成すること。

イ 手引書は、セミナーの集客や開催方法、普及啓発のPR方法のほか、新型コロナウイルス感染症防止対策などのノウハウを取りまとめたものとする。

ウ 作成は、道と協議の上、進めること。

## (5)その他

新型コロナウイルス感染症の影響で、(1)、(2)の業務内容のとおり開催することが困難となった場合、道と協議の上、他の効果的な方法により、事業の目的を達成できると認められるのであれば、業務内容を変更しても差し支えないこと。

## 6 報告書の作成・提出

ア 上記5の(1)～(5)の業務の実施に係る報告書を作成すること。

イ 紙媒体1部及び電子媒体(CD-R又はDVD-R)1枚を提出すること。

ウ 上記5の(3)の手引書については、別に紙媒体1部及び電子媒体(CD-R又はDVD-R)1枚を提出すること。

## 7 その他

委託契約書及び実施要綱に定めのない事項については、必要に応じ協議の上定めるものとする。